

外国証券情報 (ユービーエス・エイ・ジー)

<証券情報>

- (0) 大和コード AO-024-5204
- (1) 有価証券の種類及び名称: ユービーエス・エイ・ジー 2024年5月15日満期米ドル建期限前償還条項付
無担保社債(事業継続時債務免除特約付および劣後特約付)
- (2) 発行地及び上場・非上場の区分: ユーロ市場/スイス証券取引所に上場 (2019年4月11日現在)
- (3) 発行日: 2014年5月15日
- (4) 発行額: 2,500百万米ドル (2019年4月11日現在)
- (5) 利率及び利払金の決定方法: 額面金額に対して年5.125%
○利払金に関し定めのない期間は当該期間を1ヶ月30日換算した日数を360日で除したものをを用いて日割計算。また支払い期日のずれによる利払金の調整は原則行わない。
○支払い期日にニューヨーク、ロンドン、チューリッヒが休業日なら翌営業日支払い
●その他事業継続時債務免除特約や劣後特約等に従う
- (6) 利払日: 毎年5月15日の年1回
- (7) 償還期限: 2024年5月15日に満期償還
発行体は、以下の場合、当局の事前承認を得た上で、発行額の全部を期限前償還することができる。
1) 税務事由 税制上の理由により、発行体に追加の負担が生じるなどした場合、償還価格で期限前償還することができる。
2) 規制事由 当該債券の全額が当局からの通知により、BIS規制下のTier2資本として、あるいはスイス連邦の規制下におけるプログレッシブ要素の資本として取り扱われなくなった場合、償還価格で期限前償還することができる。ただし、償還日まで残存期間が5年未満の場合を除く。
3) 資本事由 スイス連邦の規制変更により、一定条件下において、最低所要プログレッシブ要素資本の水準が引き下げられた場合、あるいは当該債券が規制上の理由により、Tier2資本やプログレッシブ要素の資本のいずれにも取り扱われなくなった場合などにおいて、@101.00%で計算される価格で期限前償還することができる。ただし、後者の場合、取り扱いが再開されるよう当該債券を条件変更することが可能である。
加えて、発行体に以下の事由が発生した場合、利払金および償還金の決定方法に関わらず、当該債券の額面は強制的かつ恒久的にゼロへ切り下げられる。この際、発行体は元利金の支払義務を免除されるものとする。
1) Common Equity Tier1 比率が5.00%を下回った場合(ただし、当局が当該債券の額面を切り下げないことに合意した場合を除く)

-
- 2) 発行体が当局から当該債券の額面を切り下げよう要請された場合、あるいは当局の決定により、債務超過等に陥る直前に公的支援を受けた場合
- その他事業継続時債務免除特約や劣後特約等に従う
- (8) 償還金額及び償還金の決定方法: 償還期限前に償還または買入消却されない限り、額面金額で償還
- (9) 受託会社又は預託機関: ユーロクリア
- (10) 担保又は保証に関する事項: 担保並びに保証は付されていない
- (11) 他の債務との弁済順位の関係: 当該債券より返済順位が上位の債務に劣後する
- (12) 発行、支払及び償還に係る
準拠法: スイス法